
令和2年大和町議会4月随時会議会議録

令和2年4月7日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
総 務 課 長	千 坂 俊 範 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
商工観光課長	浅 野 義 則 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 眞 起 子 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
子 育 て 支 援 課 長	小 野 政 則 君	商工観光課課 長補佐兼企業 立 地 推 進 係	星 正 己 君
保健福祉課長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅野 義 則	次 長	野 田 美沙子
議事庶務係 長	本 木 祐 二	主 任	渡 邊 直 人
議会事務局長 (令和2年4月7日付異動発令)	櫻 井 修 一	主 事	浅 野 真 琴

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時55分 開会前

事務局長 (浅野義則君)

皆さん、おはようございます。

議会事務局長の浅野でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。

ここで、臨時議長を紹介いたします。堀籠日出子議員でございます。

それでは、堀籠日出子議員、議長席にご登壇願います。

臨時議長 (堀籠日出子君)

ただいまご紹介されました堀籠日出子です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

会議の前に、臨時議長より申し上げます。本日の会議は、新型コロナウイルスの集団発生を防止するため、報道機関を除き議場での傍聴を中止し、その代替措置といたしまして301会議室でモニター中継いたします。

議場内においては、密閉空間を避けるため、休憩中は両扉を開き換気を行います。

また、議員及び執行部におきましてもマスクの着用を認めます。

皆様のご協力よろしく願いいたします。

それでは、先例により、このたびの選挙において議席を得られた議員の皆さんに住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いいたします。自己紹介は自席で結構です。それでは、仮議席の1番の宍戸一博君から順番をお願いいたします。

仮議席1番 (宍戸一博君)

宍戸一博と申します。住所は吉岡天皇寺です。よろしく願いいたします。

仮議席2番 (児玉金兵衛君)

吉岡中町の児玉金兵衛です。よろしく願いします。

仮議席3番 (佐々木久夫君)

吉田の佐々木久夫といたします。どうぞよろしくお願ひします。

仮議席4番 (佐藤昇一君)

吉岡南1丁目、佐藤昇一です。よろしくお願ひいたします。

仮議席5番 (今野信一君)

吉岡城内東地区の今野信一です。よろしくお願ひします。

仮議席6番 (犬飼克子君)

吉田の犬飼克子と申します。よろしくお願ひいたします。

仮議席7番 (馬場良勝君)

鶴巢北目、馬場良勝と申します。よろしくお願ひいたします。

仮議席8番 (千坂博行君)

鶴巢地区の千坂博行です。よろしくお願ひします。

仮議席9番 (今野善行君)

小野の前川原の今野と申します。よろしくお願ひします。

仮議席10番 (槻田雅之君)

もみじヶ丘3丁目の槻田雅之です。よろしくお願ひいたします。

仮議席11番 (渡辺良雄君)

もみじヶ丘1丁目、渡辺良雄です。よろしくお願ひをいたします。

仮議席12番 (千坂裕春君)

落合桜和田上地区の千坂裕春と申します。よろしくお願ひします。

仮議席13番 (門間浩宇君)

おはようございます。鶴巢小鶴沢の門間浩宇でございます。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

仮議席14番 （藤巻博史君）

吉岡南1丁目の藤巻博史です。よろしくお願いいたします。

仮議席16番 （高平聡雄君）

落合相川の高平聡雄といます。よろしくお願いいたします。

仮議席17番 （馬場久雄君）

吉岡志田町在住の馬場久雄です。どうぞよろしくお願いいたします。

仮議席18番 （大須賀 啓君）

宮床向原出身の大須賀 啓でございます。よろしくお願いいたします。

臨時議長 （堀籠日出子君）

吉田反町下の堀籠日出子です。よろしくお願いいたします。

引き続き、事務局長から議会事務局職員の紹介をお願いします。

事務局長 （浅野義則君）

それでは、議会事務局職員をご紹介します。

初めに、次長の野田美沙子でございます。（「野田でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）隣になりますが、議事庶務係長の本木祐二でございます。

（「本木です。よろしくお願いいたします」の声あり）次に、主任の渡邊直人でございます。（「渡邊です。よろしくお願いいたします」の声あり）最後になりますが、私、局長の浅野と申します。

なお、私と本木係長につきましては、本日4月7日付で新議長からの異動発令により、町執行部へ異動予定であります。

その後任の事務局職員を紹介させていただきます。

議会事務局長、櫻井修一でございます。（「櫻井でございます。どうぞよろしくお願いいたします」の声あり）次に、議会庶務係長でございますが、野田次長が兼務となります。続きまして、主任の浅野真琴でございます。（「浅野でございます。よろしくお願いいたします」の声あり）

以上で紹介を終わらせていただきます。

なお、議会事務局職員につきましては、監査委員事務局も兼ねておりますので、よろしくお願ひいたします。

臨時議長 （堀籠日出子君）

次に、執行部より、町長を初め副町長、教育長、各課長等及び監査委員が出席しておりますので、紹介をお願いいたします。

副町長 （浅野喜高君）

おはようございます。副町長の浅野喜高でございます。どうぞよろしくお願ひをいたします。

それでは、私から執行部側の出席職員を紹介させていただきたいと思ひます。

初めに、大和町長浅野 元でございます。（「大和町長の浅野 元でございます。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

向かって右側になりますが、教育長の上野忠弘でございます。（「おはようございます。上野忠弘です。よろしくお願ひします」の声あり）

戻っていただきまして、左側からご紹介をいたします。代表監査委員の櫻井貴子でございます。（「櫻井貴子です。よろしくお願ひいたします」の声あり）

会計管理者兼会計課長吉川裕幸でございます。（「吉川裕幸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

2列目になります。総務課長千坂俊範です。（「千坂俊範でございます。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

まちづくり政策課長千葉正義です。（「千葉正義と申します。どうぞよろしくお願ひします」の声あり）

財政課長菊地康弘です。（「菊地康弘と申します。よろしくお願ひいたします」の声あり）

税務課長千葉喜一です。（「千葉喜一です。どうぞよろしくお願ひいたします」の声あり）

3列目になります。税務課徴収対策室長遠藤眞起子でございます。（「遠藤眞起子と申します。よろしくお願ひいたします」の声あり）

総務課危機対策室長児玉安弘です。（「児玉安弘と申します。よろしくお願ひします」の声あり）

向かって左側の列に席になります。教育総務課長文屋隆義です。（「文屋隆義と申

します。どうぞよろしく願いいたします」の声あり)

生涯学習課長瀬戸正昭です。（「瀬戸正昭と申します。よろしく願いいたします」の声あり)

公民館長村田晶子です。（「村田晶子と申します。どうぞよろしく願いいたします」の声あり)

2列目になります。町民生活課長阿部昭子です。（「阿部昭子と申します。どうぞよろしく願いいたします」の声あり)

子育て支援課長小野政則です。（「小野政則と申します。よろしく願いいたします」の声あり)

福祉課長蜂谷祐士です。（「蜂谷祐士です。よろしく願いいたします」の声あり)

健康支援課長櫻井和彦です。（「櫻井和彦と申します。よろしく願いいたします」の声あり)

3列目になります。農林振興課長遠藤秀一でございます。（「遠藤秀一と申します。よろしく願いいたします」の声あり)

次に、商工観光課長につきましては、本日7日付で異動発令予定の議会事務局長の浅野義則です。（「浅野義則と申します。よろしく願いいたします」の声あり)

都市建設課長江本篤夫です。（「江本篤夫と申します。どうぞよろしく願いいたします」の声あり)

上下水道課長蜂谷俊一です。（「蜂谷俊一です。よろしく願いいたします」の声あり)

以上で執行部側の出席職員の紹介を終わります。どうぞよろしく願いをいたします。

臨時議長 （堀籠日出子君）

これで紹介を終わります。

午前10時07分 開 会

臨時議長 （堀籠日出子君）

ただいまから令和2年大和町議会4月随時会議を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

「招集挨拶」

臨時議長 （堀籠日出子君）

町長から招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さんおはようございます。

大和町議会4月随時会議開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日ここに新しく選ばれました議員の皆様方の初めての議会となります令和2年大和町議会4月随時会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、議員の皆様方には去る3月29日に執行されました大和町議会議員一般選挙におきまして、町民の皆様のご期待と信任をいただきめでたくご当選の榮譽を受けられましたことに心からお喜びとお祝いを申し上げます。

皆様のご活躍をご祈念申し上げますとともに、私どもも議員の皆様とともに住民福祉のより一層の向上を目指し努力してまいりますので、よろしく願いを申し上げます。

さて、昨年10月に発生し、本町にも甚大な被害をもたらしました令和元年東日本台風台風19号の復旧につきましては、現在、国等の制度も活用しながら懸命な災害復旧工事を進めており、今年の水田の作付等に影響がないよう配慮してまいります。

また、今回の台風により発生いたしました農地や側溝等の低地に堆積した稲わら被害の対応につきましては、町民の皆様のご支援とご協力により、昨年12月までに集積場への搬入作業が完了いたしており、迅速な対応に改めて関係者の皆様へ感謝を申し上げます。

吉田川の床上浸水対策特別緊急事業につきましては、現在国と宮城県が遊水池の整備や河道の掘削及び拡張工事等を実施しておりますが、本町におきましても床上浸水対策の一環として、吉田川に架かる高田中央橋の橋長を1径間更新する工事を実施しており、本年度中の完成を予定しております。

高田中央橋の完成や国、県の工事の早期完了により、台風、豪雨時の河川氾濫の危険性が軽減されることとなりますので、今後も国、県との協働により一日も早い工事の完成に向けて全力で取り組んでまいります。

このほか、令和2年度に予定しております主要な事業といたしまして、病後児保育

施設整備事業や認定こども園整備等の補助事業等に新たに取り組みますとともに、継続事業といたしまして、子育て支援住宅整備事業や橋梁架設事業等を推進し、第4次総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「町内全ての地域で、子どもから高齢者にわたるあらゆる世代・人が、そして、これから大和町に移り住む人たちも、みんなが誇りと愛着を持って住み続けられるまちの実現」に向けての行政運営を推進してまいり所存でございます。

一方、新型コロナウイルスは、世界各国で感染拡大の一途をたどっており、国内の感染者数は4月5日時点で3,800人を超えております。県内では2月29日に感染者が確認されたことから、本町では町民の健康と安全を第一に考え、感染拡大防止の措置といたしまして、2月29日からまほろばホールや総合運動公園等の公共施設の利用を一時中止とし、また、3月2日から全ての小中学校におきましても春休みまでの休業とし、卒業式につきましても、最小限での開催といたしたところでございますが、4月3日、宮城県知事と仙台市長が緊急共同会見を開き、県民に不要不急の外出自粛を要請しましたことなどから、全ての小中学校を4月8日から4月17日まで臨時休業とすることといたしております。

町民の皆様には大変ご不便をおかけしておりますが、町民一丸となって対応していくことが重要であると考えておりますので、町民皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後も事態の推移を注意深く見守りつつ、県や関係機関等との連絡を図りながら、一日も早い終息に向けて必要な対策を講じてまいりますので、議員の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの発症の影響を受けて、政府が発表した3月の月例経済報告では、これまでの景気判断を「景気は緩やかに回復している」から「景気は新型コロナウイルスの感染症の影響により足元で大幅に下押しされており、厳しい状況にある」と、3か月ぶりに下方修正となり、平成25年7月から使われてきた「回復」という表現が6年9か月ぶりに削除され、戦後最長と見られる景気拡大から下降局面の情勢が確実との報道がございました。

町内企業の業績悪化も懸念されますことから、本町といたしまして、中小企業者等に「新型コロナウイルス感染症に係る融資信用保証料補給金」の支援のための補正と、中学校スクールバスにつきまして、乗車中の生徒の安全を確保するため、席を空けて乗車する対応を講じますことから、その増便に要する費用の債務負担行為を設定する補正予算を本会議に上程いたしておりますので、何とぞよろしくご審議をいただ

き、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営に対しまして、総合的、大局的な観点からご指導、ご鞭撻を賜り、町民の皆様の期待に応えられる行政運営ができますよう、特段のお力添えをお願いしたいと思います。

議員の皆様が今後ますますご健勝にて、町民お一人お一人の負託に応えられますようご祈念申し上げ、初議会の挨拶とさせていただきたいと思います。皆さん、どうぞこれからよろしく願いいたします。

日程第1「仮議席の指定」

臨時議長（堀籠日出子君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2「議長の選挙」

臨時議長（堀籠日出子君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は、先例に基づき投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番宍戸一博君及び2番児玉金兵衛君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。よって、被選挙人1人の氏名を記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

なお、臨時議長は議長席で記載し、職員が投票箱を差し出し、投票することになりますので、ご了承お願いいたします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番穴戸一博君及び2番児玉金兵衛君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

うち

有効投票 18票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

高平聡雄君 10票

大須賀 啓君 8票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、高平聡雄君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された高平聡雄君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで高平聡雄君から議長当選の挨拶があります。

議長（高平聡雄君）

一言ご挨拶申し上げます。

このたび不肖私、議員の皆様のご推挙によりまして大和町議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄でございます。

私は、浅学非才でありまして、その器ではないことをよく承知しているのでありますが、ここに皆様のご推挙をいただきました上は、一身を挺して、そのご厚志にお報いする覚悟であります。

なお、議会の運営につきましては、不偏不党、公平無私の立場を堅持いたしますことをここにお誓い申し上げる次第でございます。

何とぞ皆様方の手厚いご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

次に、執行部理事各位に申し上げます。

我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起こすようなことは避けなければなりません。しかし、安易な妥協に陥ることはあってはならないと存じます。町勢発展の上に立って正しく相携え、2万8,000町民の信託に応えなければならないと考えてございます。

何とぞご協力のほどよろしくようお願い申し上げ、私の就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

臨時議長（堀籠日出子君）

これで臨時議長の職務は終了しました。

ご協力ありがとうございました。

高平聡雄議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長堀籠日出子君退席、議長高平聡雄君議長席に着く〕

議長（高平聡雄君）

ただいま追加の議事日程を配付しておりますので、少々お待ちください。

それでは、引き続き議事を進行いたします。

これからの議事は、お手元の追加日程のとおり議事を進めることにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

それでは、追加日程に入ります。

追加日程第1「副議長の選挙」

議 長 （高平聡雄君）

追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は、先例に基づき投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人の指名をします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番佐々木久夫君、4番佐藤昇一君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。よって、被選挙人1名の氏名を記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。なお、議長は議長席で記載し、職員が投票箱を差し出し投票することになりますので、ご了承願います。

〔投 票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番佐々木久夫君及び4番佐藤昇一君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

うち

有効投票 18票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち

梶田雅之君 16票

渡辺良雄君 2票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、梶田雅之君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された梶田雅之君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで梶田雅之君から副議長当選のご挨拶をお願いします。

副 議 長 （梶田雅之君）

私から一言ご挨拶させていただきます。

このたびは、大和町議会副議長の職を就任いたしました。それも皆様のおかげでございます。先ほど会議室で話したように、私は議会全体の話し合い、議論、意見交換、相談を第一に考え、議会充実を目指してまいります。また、議長のサポートに全力を尽くす所存でございます。皆様からのご支援、ご鞭撻、よろしく願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、私からの就任のご挨拶といたします。終わります。

議 長 （高平聡雄君）

ここで暫時休憩します。休憩時間は10分程度といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時11分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第2「議席の指定」

議長 (高平聡雄君)

追加日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。

議席は、お手元に配付した議席表のとおり指定します。

それぞれの定められた議席にご移動をお願いします。

追加日程第3「会議録署名議員の指名」

議長 (高平聡雄君)

追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番宍戸一博君、2番児玉金兵衛君を指名します。

追加日程第4「会期の決定について」

議長 (高平聡雄君)

日程第4、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

会期は、地方自治法第102条第4項及び大和町議会の会議等に関する条例第1条の規定により、本日から今年の12月31日までにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から今年12月31日までとすることに決定

しました。

追加日程第5「議会期間の決定」

議長（高平聡雄君）

追加日程第5、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本随時会議の議会期間は、本日1日限りとすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩時間は15分といたします。

休憩中に全員協議会を開催し、監査委員候補者の選任を行います。

午前11時14分 休憩

午前11時26分 再開

議長（高平聡雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6「常任委員の選任」

議長（高平聡雄君）

追加日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務常任委員に大須賀啓君、堀籠日出子さん、藤巻博史君、渡辺良雄君、児玉金兵衛君、私、以上の6人です。社会文教常任委員に馬場久雄君、今野善行君、千坂裕春君、犬飼克子さん、千坂博行君、佐藤昇一君、以上の6人です。産業建設常任委員に門間浩宇君、槻田雅之君、今野信一君、馬場良勝君、佐々木久夫君、宍戸一博君、以上の6人をそ

れぞれ指名したいと思います。なお、議会広報常任委員の選任については、初議会に係る申し合わせ事項により3常任委員会から2名ずつ選出することになっておりますので、暫時休憩後に行います。

ここで暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩中に各常任委員会を開き、委員長及び副委員長を互選の上、結果を議長へ報告願います。

午前11時30分 休憩

午後1時00分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報常任委員の選任並びに各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されたのでご報告いたします。

お諮りします。

議会広報常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議会広報常任委員に藤巻博史君、槻田雅之君、犬飼克子さん、宍戸一博さん、佐藤昇一君、児玉金兵衛君、以上の6人をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり、議会広報常任委員に選任することに決定しました。

次に、各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、報告いたします。総務常任委員長に堀籠日出子さん、同副委員長に大須賀啓君、社会文教常任委員長に千坂博行君、同副委員長に馬場久雄君、産業建設常任委員長に馬場良勝君、同副委員長に門間浩宇君、議会広報常任委員長に藤巻博史君、同副委員長に児玉金兵衛君、以上のとおりそれぞれ選任されました。

追加日程第7「議長の常任委員の辞任」

議長（高平聡雄君）

追加日程第7、議長の常任委員の辞任については、一身上に関するものであり、除斥の対象に該当しますので、副議長と交代いたします。

〔議長高平聡雄君退場、副議長槻田雅之君議長席に着く〕

副議長（槻田雅之君）

引き続き議事を進めます。

追加日程第7、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

議長から議会先例によって、常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

議長の常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたします。

議長と交代いたします。

〔副議長槻田雅之君退席、議長高平聡雄君議長席に着く〕

追加日程第8「議会運営委員の選任」

議長（高平聡雄君）

追加日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

申し合わせにより、委員には総務常任委員長堀籠日出子さん、同副委員長大須賀啓君、社会文教常任委員長千坂博行君、同副委員長馬場久雄君、産業建設常任委員長馬場良勝君、同副委員長門間浩宇君、以上の6人を議会運営委員に指名します。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長を互選願います。

午後1時07分 休憩

午後1時45分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に大須賀 啓君、同副委員長に馬場久雄君、以上のとおり選任されました。

追加日程第9「黒川地域行政事務組合議会議員の選挙」

議長（高平聡雄君）

追加日程第9、黒川地域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

黒川地域行政事務組合議会議員に藤巻博史君、渡辺良雄君、門間浩宇君、千坂裕春君、犬飼克子さんを指名します。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤巻博史君、渡辺良雄君、門間浩宇君、千坂裕春君、犬飼克子さん、以上の諸君が黒川地域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に

より、当選の告知をいたします。

追加日程第10「吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙」

議長（高平聡雄君）

追加日程第10、吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に千坂裕春君、犬飼克子さん、馬場良勝君、佐々木久夫君、宍戸一博君を指名します。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した千坂裕春君、犬飼克子さん、馬場良勝君、佐々木久夫君、宍戸一博君、以上の諸君が吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

追加日程第11「大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員の選挙」

議長（高平聡雄君）

追加日程第11、大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員に千坂裕春君、佐藤昇一君を指名いたします。

以上の被指名人をもって当選者と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名した千坂裕春君、佐藤昇一君の2名が大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

追加日程第12「宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」

議長（高平聡雄君）

追加日程第12、宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に今野善行君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました今野善行君を宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました今野善行君が宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された今野善行君が議場におりますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

追加日程第13 「報告第9号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）〔平成30年度道路改良工事（町道幕柳大平線）〕」

追加日程第14 「報告第10号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）〔平成31年度道路改良工事（町道幕柳大平線）〕」

追加日程第15 「報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）〔大和町総合運動公園多目的広場改修工事〕」

議長（高平聡雄君）

追加日程第13、報告第9号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）〔平成30年度道路改良工事（町道幕柳大平線）〕から追加日程第15、報告第11号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）〔大和町総合運動公園多目的広場改修工事〕まで一括して報告を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

都市建設課長の江本でございます。よろしくお願いたします。お疲れのところ恐縮ではございますが、私のほうから報告をさせていただきます。

それでは、議案書9ページをお願いいたします。

報告第9号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

10ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1、件名及び契約名でございます。平成31年大和町議会3月定例会議におきまして議案第44号により議決をいただきました平成30年度道路改良工事（町道幕柳大平線）でございます。2、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は7,236万円。変更後の契約金額が7,122万3,840円。契約金額の減額が113万6,160円でございます。3、変更の理由でございます。路床安定処理工の施工に当たりまして、在来路床土を採取し、現地盤の強度を求めるため室内試験を行いましたところ、設計値を上回る路床強度を一部の区間で確認いたしましたことから、当該区間の路床安定処理工を減ずるものでございます。令和2年3月25日専決。以上でございます。

それでは、議案書11ページをお願いいたします。

報告第10号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、工事請負契約の変更について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

12ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1、件名及び契約名でございます。令和元年大和町議会6月定例会議におきまして議案第59号により議決をいただきました平成31年度道路改良工事（町道幕柳大平線）でございます。2、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額は4,936万円。変更後の契約金額が5,398万2,500円。契約金額の増額が459万2,500円でございます。3、変更の理由でございます。路床のセメント安定処理工の施工に当たりまして、在来路床土を採取し廃合設計を行いましたところ、設計値の路床強度を確保するためにはセメント添加量を増やす必要があると判明いたしましたことから、添加量等の変更を行うものでございます。令和2年3月25日専決。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

生涯学習課長の瀬戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。

報告第11号でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、工事請負契約の変更について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

14ページをお願い申し上げます。

専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分いたしましたものでございます。

記といたしまして、1、件名及び契約名でございます。令和元年10月28日開催の令和元年大和町議会10月随時会議におきまして議案第91号により議決をいただきました令和元年度大和町総合運動公園多目的広場改修工事でございます。2、金額の変更でございます。議決をいただきました契約金額が8,316万円。変更後の契約金額が8,779万7,600円。契約金額の増額が463万7,600円となるものでございます。3、変更理由でございます。当初場内（グラウンド）から発生する土砂を直接搬出する計画でありましたが、悪天候が続いたことにより、運搬車両による直接場外搬出が困難になりましたことから、発生土仮置場を設けましたことから、場内運搬を増額いたすものでございます。令和2年3月30日専決。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で報告第9号から報告第11号までの報告を終わります。

追加日程第16「議案第43号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （高平聡雄君）

追加日程第16、議案第43号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税等

の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

税務課の千葉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書15ページをお願いいたします。

議案第43号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税等の減免に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の一部改正につきましては、さきの3月5日の全員協議会でご説明させていただきました昨年10月に発生した台風第19号により被災された国民健康保険等の被保険者等の医療費等に係る一部負担金の減免措置の期間が9月まで延長されたことに伴い、令和2年度分の国民健康保険税額のうち4月分から9月分までに相当する月割り算定額を減免するものでございます。

それでは、改正条文となります。改正箇所は下線が引かれた部分となりますので、よろしくお願いいたします。

第4条の第1項は、令和元年度分の国民健康保険税額のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額の減免を令和2年度分の国民健康保険税額のうち4月分から9月分までに相当する月割り算定額を減免するものでございます。

第2項は、税額算定の基準となる被保険者の合計所得金額は、前年中の所得額となることから、「平成30年中」を「令和元年中」と改め、16ページになります減免の対象者は、所得金額が1,000万円以下の納税者となるものでございます。

第5条の第2項は、減免の申請期限を「令和2年9月30日まで」と改めるものでございます。

17ページの附則でございます。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものでございます。

第2項は、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

本件は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

追加日程第17「議案第44号 令和2年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

追加日程第17、議案第44号 令和2年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

財政課長の菊地康弘でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案書の18ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第1号につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第44号令和2年度大和町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1,500万円を追加いたしまして、予算総額を119億8,900万円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、議案書19ページの第1表によるものでございます。

第2条、債務負担行為の補正は、追加でございます。議案書20ページの第2表により規定するものでございます。

それでは、議案書の20ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきましては、追加でございますが、中学校スクールバス運行業務（新型コロナウイルス対策）といたしまして、生徒輸送中の感染拡大防止

対策のためバスを増便するもので、期間は令和2年度といたし、限度額は6か月分の4,320万円でございます。

それでは、別冊の事項別明細書第1号の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。21款1項1目繰越金につきましては、令和元年度からの繰越しでございます。調整財源といたしまして1,500万円を計上いたすものであります。歳入につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課課長補佐兼企業立地推進係長星 正己君。

商工観光課課長補佐兼企業立地推進係長 （星 正己君）

商工観光課課長補佐兼企業立地推進係長の星 正己と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、引き続き補正予算の歳出についてご説明いたします。

予算科目につきましては、6款商工費1項2目商業振興費の18節でございます。融資保証料補給金で1,500万円の追加補正をお願いするものでございます。

事業の概要につきましては、恐れ入りますが、別紙の資料、A4、2枚物の資料をご覧ください。

表紙のほうをめぐっていただきまして、今回新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者の支援策として、セーフティネットの融資に関わる保証料の補給を行うものでございます。このセーフティネットでございますが、自然災害等による売上げの減等によって中小企業の支援策として行う融資制度でございます。

では、早速補助の対象者のほうに移ります。資料では「1から3」となっていますが、申し訳ございませんが、「1から4」のほうに訂正をお願いいたします。

①新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、売上高が減少し、セーフティネット4号、5号、または危機関連保証の融資を受けた事業者、②くろかわ商工会に加入している事業者、③徴税等を完納していること、④同制度により補給金の交付を受けていない事業者、1事業者1回という解釈でございます。

続きまして、対象制度でございますが、国、県、こちらの両方でセーフティネットのほうを実行しておりますが、こちらの4号、5号、危機関連保証の融資を受けた事業者でございます。補助金額の当初の融資時の信用保証料の全額を上限50万円で補給するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

スクールバスの件でお伺いします。

4,320万円の補正なんですけど、どのように運行されるのかお伺いしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 (文屋隆義君)

教育総務課長の文屋隆義です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの千坂議員さんの質問にお答えいたします。

このたび新型コロナウイルス対策ということで4,320万円の債務負担の増額補正をお願いした内訳といたしましては、乗車数が多い宮床中学校のスクールバスにおいて、座席空間を確保し、密接の環境を解消するためにバスの便数を2倍に増便するものでございます。

新型コロナウイルス感染の終息が見通せない状況でありますことから、今回は債務負担によって4月から9月の6か月の増便に要する費用の限度額ということで今回お願いしたものでございまして、その運行につきましては、今現在の通常の登校、下校の便数でございますけれども、その単純に今の児童数を半分、半分に分けて、空間を持った形で乗車をしていただくということで、バスの台数を2倍に増便した分の、その増えた分を今回債務負担で補正をさせていただきたいということで考えてございます。

それで、今もう一方、大和中学校のほうのスクールバスもでございますけれども、こちらにつきましては、現在の便数で今の乗車数、それでその人数から見て座席空間が今の台数でも十分確保できるものですから、今回は宮床中学校のスクールバスのみ増便をさせていただきたいということで、今回お願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

8 番千坂博行君。

8 番 (千坂博行君)

倍増されるという話ですが、空間的にどのぐらい空くのかということと、あとは、ちょっと関連になるかもしれませんが、そのほかの対策というのは、例えば換気だったり除菌だったりとかというのは考えられているのかお伺いします。

議 長 (高平聡雄君)

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 (文屋隆義君)

ただいまの千坂議員さんの再質問に答えさせていただきます。

今回その対策といたしましては、まず、今までは隣同士ということで、ほぼ満席状態で乗車のほうをさせていただいたんですけれども、それを1席ずつ空いた形でまず空間を確保していただくという、まず、そういった形を取っていただくということで考えております。

また、そのほかには、まずそのバスに乗る前になんですが、毎日生徒さん方の家庭で検温していただくと。それで、その検温したカードを検温カード、それを乗車前にそのバスの添乗員さんとか運転手さんに確認していただいて、37度5分の体温がないということを確認した上で乗車をさせるといった方法を考えています。

また、当然マスク、あと手洗いということで、そのバスを降りた後に学校に入る玄関、入り口で手洗いとか、その辺の励行をしていただいて校舎の中に入っていただくというふうな、そういった措置を考えて、感染防止を進めていきたいなということで考えております。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにございますか。7 番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

前者に引き続いてお伺いいたします。

台数が2倍になるということは、あそこは混むのは皆さんご存じの混雑するところ

だと思うんですが、その辺についてのお考えはどのようにお考えかをお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

馬場議員さんのご質問にお答えいたします。

今現在の便数でもその乗降場が結構混み合うような状況になっておりますけれども、今回その増便した分につきましては、今の乗降場から西側に100メートルぐらい行ったところにまた退避所みたいな、変則的な十字路交差点があるんですけれども、そこに退避所的なスペースがございます。そちらのほうをまず利用させていただきたいなということで考えています。

あともう一つは、どうしても同じ時間に集中するということがございますから、それを防ぐために、バスの乗車時間を通常のバスの時間帯とずらした形で増便分に乗車していただくということで、今のところ通常で最終的に時間が8時なんですけれども、その増便については8時14分最終ということで、登校についてはその時間帯で調整をして、極力混雑を避けたいなということで考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

7番馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

いずれにしろ、コロナ対策ということでございます。そして、混雑のほうもということでございますけれども、そういう意味では今度送ってくる方たちも、要は自宅から、家庭から送られる方たちも出てくるのかなと考えられるところです。

その辺も少し今後検討されるようにしたらいかかと思うんですが、お考えをお伺いします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

馬場議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

その辺のバスの増便と個別に送っていただくような親御さんもいるということなんですけれども、その辺につきましては、学校の中で先生方で各クラスごとにその辺を十分調整というか、その辺をさせていただいて、極力混雑しないような形で安全通学に努めさせていただきたいなということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案どおり可決されました。

追加日程第18「同意第1号 監査委員の選任について」

議 長 （高平聡雄君）

追加日程第18、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

5番今野信一君の退場を求めます。

〔5番今野信一君退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、別冊の議案書のほうのご準備をよろしく願いたいと思います。

同意第1号関係でございます。

同意第1号でございますが、監査委員の選任についてでございます。下記の者を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町吉岡字館下48番地、氏名、今野信一。生年月日、昭和34年5月8日でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第1号を採決します。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は、私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に8番千坂博行君及び9番今野善行君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

8番千坂博行君及び9番今野善行君、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

うち

有効投票 15票

無効投票 1票です。

有効投票のうち

賛成 11票

反対 4票

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

5番今野信一君の入場を求めます。

〔5番今野信一君入場〕

今野信一君が入場いたしましたので、議長から投票の結果を申し添えさせていただきます。

投票の結果、賛成多数で今野信一君の監査委員就任が確定いたしましたので、ご報告いたします。

追加日程第19「議会活性化調査特別委員会の設置」

議長（高平聡雄君）

追加日程第19、議会活性化調査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会活動の活性化に関する調査研究のため、議長を除く17名でもって構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本案については、議長を除く17名で構成する議会活性化調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開催し、議会活性化調査特別委員会の正副委員長を選任いたします。

午後2時32分 休 憩

午後2時33分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に大須賀 啓君、副委員長に馬場久雄君君、以上のとおり選任されました。

追加日程第20「指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の設置」

議 長 (高平聡雄君)

追加日程第20、指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査研究のため、議長を除く17名でもって構成する指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本案については、議長を除く17名で構成する指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開催し、指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の正副委員長を選任いたします。

午後2時34分 休 憩

午後2時36分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に堀籠日出子さん、副委員長に大須賀 啓君、以上のとおり選任されました。

追加日程第21「議員の派遣について」

議 長 (高平聡雄君)

追加日程第21、議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については、お手元に配付したとおり、派遣することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年大和町議会4月随時会議を散会とし、休会いたします。

午後2時37分 散 会
